

は し が き

本書は、「事例に学ぶ」シリーズの8冊目として刊行されるものである。

「事例に学ぶ」シリーズは、若手法律実務家や司法修習生に向けて、具体事例を素材として当該分野の事件を受任した際に得られたノウハウを明らかにすることで、OJT (On the Job Training) を積んでもらうことを企図している。

本書は、相続をテーマとして、第1編では、遺産分割と遺贈の構造、相続のタイムスケジュール、相続人の範囲・遺産の範囲と評価・相続分・分割方法、遺留分など事件対応にあたっての前提知識となるものを俯瞰して解説している。続く第2編では、遺産分割、遺言執行、遺留分減殺請求、相続人不存在と財産管理、遺産確認訴訟・預金払戻請求訴訟、相続株式売渡請求事件まで、およそ相続をめぐる事件の典型的な争点について、交渉、調停、審判あるいは訴訟の各手続を取り入れて10の事案を構成した。

日本は急速に超高齢社会に向けて進んでいる。内閣府が発表したところによれば、平成54年まで高齢者人口は増加の一途をたどる推計とのことであり、今後、相続事件が増加することは必至である。経験の有無にかかわらず、突然若手弁護士に相続事件の依頼があることも予想される。

相続をめぐる事件は、どの家庭にも生じうる極めて身近なものである。一方で、ひとたび紛争となった場合には、親族間の長く深い確執が顕在化したり、あるいは仲の良かった相続人間に対立が生じたりと、特別な配慮を要する分野であり、いわば落とし穴の多い類型であるといえよう。

本書を読み進めていく中で、あたかも、先輩弁護士からその経験談を聞いているかのように各事例を追体験していただくことで、読者の皆様が今後の相続事件の対応にあたって、思わぬ落とし穴に足元をすくわれることから免れることが適えば、幸いこれにまさるものはない。

最後に、本シリーズの刊行当初より企画から編集に携わっていただいていた民事法研究会の安倍雄一氏をはじめその他本書の刊行にご協力くださった

2 はしがき

皆様に深く感謝し、心から御礼を申し上げたい。

平成27年2月

執筆者を代表して 村手亜未子

第2章

遺産分割協議

——多人数の遺産分割協議

I

事案の概要

〈Case ②〉

甲弁護士は都内のとある法律事務所に勤務する、経験2年目の弁護士である。

今日は、事務所のボス弁護士の知人からの紹介で、松田三郎という人物からの相談を受けることになった。

初回相談の時点での三郎の話は、概要以下のとおりであった。

- ① 本件の被相続人は松田二郎、平成26年8月8日に死亡した（享年71歳）。
- ② 二郎の父・母・妻はすでに死亡しており、二郎に子はいない。
- ③ 三郎は二郎の弟で、相続人の1人である。
- ④ 二郎の兄弟は、兄の一郎（戦争中に死亡。妻・子はいなかった）、相談者の三郎、弟の四郎（10年ほど前に事故で死亡。子はAおよびBがいる）・五郎・六郎
- ⑤ 二郎が死亡した当時に保有していた財産は、おおむね次のとおり。
 - Ⓐ 赤菱銀行新宿支店 普通預金 1500万円
 - Ⓑ あおい銀行渋谷支店 普通預金 500万円
 - Ⓒ 緑友銀行池袋支店 普通預金 1000万円

④ その他、中古自動車、自宅の家財等

Ⅱ 実務上のポイント

〈Case ②〉における実務上のポイントは、以下の3点である。

- ① 多数当事者の遺産分割協議における適切な進行方法の検討
- ② 公平性・合理性のある遺産分割協議内容の立案
- ③ 相続人に成年被後見人が含まれる場合の処理の仕方

Ⅲ 初回の相談

甲弁護士と松田三郎との初回相談の内容は以下のとおりである。

甲弁護士：基本的には、二郎さんの財産は預金を中心なのですね。

三郎：そうです。自動車や家財は、財産としてはほとんど価値はありません。もちろん、私にとっては兄との思い出が詰まった大切なものですが……。他の相続人からみて価値がないことは確かです。ですから、甲先生にお願いするのは、基本的には預金の分け方に関する交渉になると思うのです。

甲弁護士：なるほど。しかし、預金債権は、相続が開始した時に法律上当然に分割され、各共同相続人が相続分に応じて権利を承継するというのが判例です（最判昭和29・4・8民集8巻4号819頁、最判昭和30・5・31民集9巻6号793頁）。

三郎：えっ、相続人同士の話し合いで分け方を決めるのではないのですか。

甲弁護士：預金の場合は、話し合いが必須というわけではないのです。もっとも、実務上は、相続人間で預金も遺産分割の対象とする

ことを合意したうえで、協議により分け方を決めるということが行われています。ですから、他の相続人が預金についても遺産分割協議により分け方を決めるということに合意してくれれば、問題はありません。

- 三 郎：そうなんですか。まずはそこから出発しなければならないのですね。ところで先生、実は私たち兄弟は、早くに親父を亡くしましてね。20歳になる頃からずっと、親父が残してくれた果物商店と一緒に経営していたんです。ところが20年ほど前、近所にスーパーができた頃から、弟の五郎・六郎は、「親父の店じゃあスーパーには敵わないから、店はつぶして土地も建物も売ってしまえ」などと言うようになったのです。親父が大事にしてきた店ですし、自分たちが生まれ育ってきた店でもありますから、二郎も四郎も、もちろん私も、頭にきてしましましてね。それで、五郎や六郎とは縁を切ってしまったんですよ。結局その後5年くらいして、私も四郎も体調を崩して、商店はやめることになってしまったのですが、その後も二郎は店を守ってくれていました。私は、二郎の店が苦しいときには数百万円というお金も融通して、二郎を支えてきました。10年ほど前、四郎が事故で亡くなった頃、二郎も体調を悪くして店をたたんだようですが、二郎は、一人暮らしが随分大変な様子でした。そこで、その頃から二郎の身のまわりの世話は私が手伝ってやるようになりました。ヘルパーもつけてやりましたし、見舞いも週に一度は必ず行っていました。一方で、五郎・六郎は、縁を切ってから20年間音信不通で、今何をしているのか、生きているのかどうかさえわかりません。五郎・六郎は、二郎の見舞いにだって来やしませんでしたし、葬式に顔を出すこともありませんでした。ですから、五郎や六郎には、二郎の遺産をもらう資格は

ないと思っています。

甲弁護士：三郎さん、お気持はわかります。ですが、だからといって直ちに三郎さんが遺産を多く受け取ることができるというものではないのです。遺言でもあれば状況は違ってくるのですが……。

三郎：遺言ですか。この間、二郎の遺品を整理していたら、出てきましたよ。

甲弁護士：なるほど。「三郎に、財産含め、死後の一切を任せることにする。二郎」ですか。手書きですね。

三郎：これをみれば、二郎としても、私に遺産の処理をすべて任せようと思っていたことが明らかだと思うのです。

甲弁護士：いや、大変残念なのですが、これは法的な効力をもった遺言にはなりません。遺言が法的に効力をもつためには、民法の規定に従った要件を満たしている必要があります。自筆により遺言をするには、少なくとも、遺言者がその全文、日付および氏名を自書し、これに印を押さなければなりません（民967条）。この書面には、日付の記載もないですし、二郎さんの印も押していませんよね。したがって、これは法的な意味での遺言にはなりません。

三郎：そうなんですか。では、他の兄弟たちにもお金をもらう権利があるということなんですね……。今まで散々二郎のことをほったらかしにしておいたような連中でも、こういうときだけ、もらえるものはもらえるというのは、何だかひどく不公平なものです……。

甲弁護士：お気持はわかります。ただ、実のご兄弟である以上、法的には一定の権利が認められているということになります。一方で、遺産分割協議というのは、相続人同士が納得すれば自由に分け方を決められるというものですので、三郎さんの取り

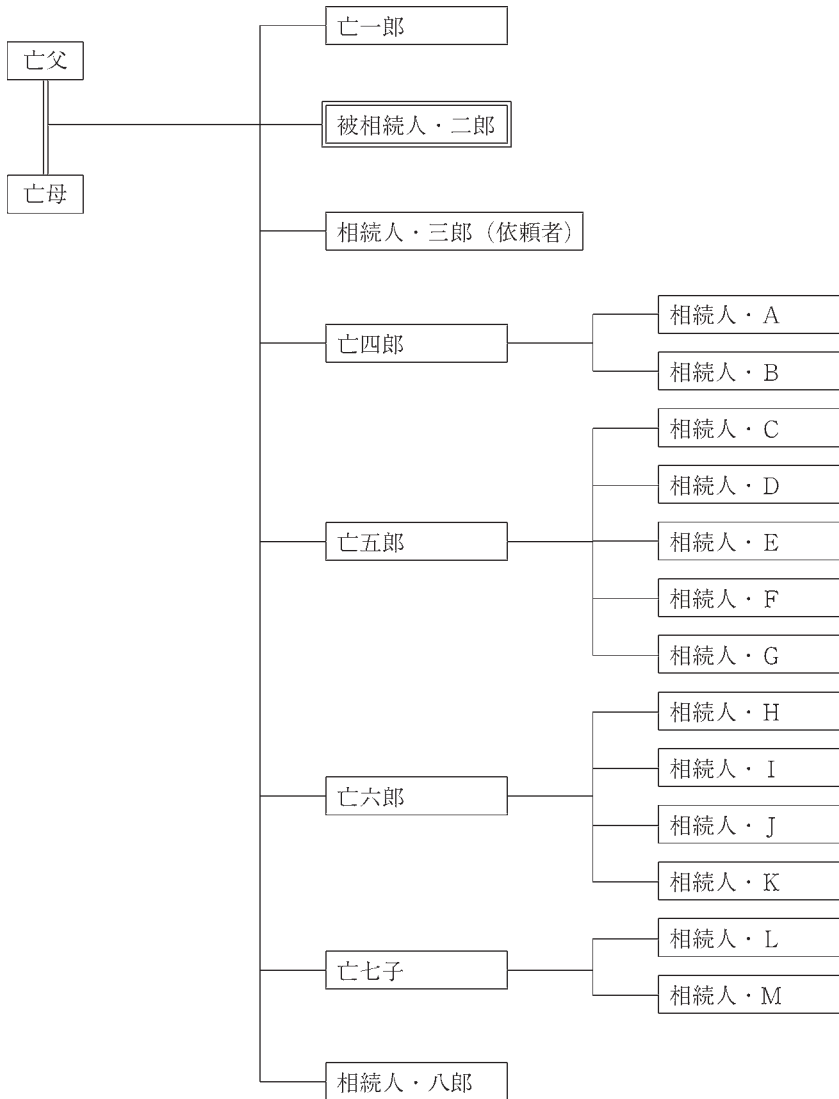
分が他の相続人より多くなるという内容であっても、相続人全員が納得してくれるのであれば問題はありませんよ。

三郎：実は、先日の二郎の葬式の際に、四郎の子どものAとBが来ていましたね。その時、AとBは、「自分たちは二郎さんの遺産は一切受け取らないから、自分たちの分は全部三郎さんが受け取ってほしい」と言ってくれたのです。先生、生前の二郎の面倒をすべてみてきたのは私なんです。他の兄弟連中は、縁を切ったきり、二郎とは赤の他人同然でした。AとBは、そのあたりの実情を知ってくれているので、二郎の遺産はいらないと言ってくれたのだと思います。他の相続人との間でも、同じように、遺産を受け取らないようにうまく話をまとめられないでしょうか。

甲弁護士：それでは、そのような方針で遺産分割協議ができないか検討を進めてみましょうか。ただ、本来法的に受け取る権利のあるものについて、受け取りを辞退してください、という交渉になりますので、なかなか難しいものになるかもしれませんよ。結論として、全部を三郎さんが受け取るということではできず、他の相続人にもある程度は受け取ってもらう形にならざるを得ないのではないかと思います。いずれにしても、まずは、相続人や遺産の範囲を調査しなければなりません。早速、とりかかりたいと思います。

三郎：よろしくお願い致します。

[関係図]



※相続人とならない者（相続人の配偶者等）について、一部記載を省略している。

IV

遺産と相続人の範囲の調査

三郎から委任を受けた甲弁護士は、早速遺産の調査を開始し、各金融機関の二郎の預金債権が、おおむね三郎から聞いたとおりの残高であることを確認した。

また、中古自動車と、自宅の家財等を除けば、ほかにめぼしい遺産等は見当たらなかった。遺産の内容としては、それほど複雑ではない部類の案件である。

ところが、戸籍を取り寄せたところ、すぐに、〈Case ②〉が容易な事件ではないことが明らかになってきたのだった。二郎の相続関係図は、前頁のとおりである。

V

2回目の相談（方針の決定）

相続の関係図が把握できたところで、甲弁護士は、相談者の三郎と2回目の相談の機会をもった。

甲弁護士：戸籍を取り寄せた結果、相続人がわかりましたよ。七子さん、八郎さんという方はご存知ですか。

三郎：いや、全く知りません。

甲弁護士：七子さんも八郎さんも、法律上は三郎さんのご兄弟にあたる方ようです。

三郎：ええっ、兄弟ですか。そんな人たちがいるなんて全く聞いたこともありませんでした。確かに、父と母は、私たちが生まれた頃から別居状態でしたので、実は私たちも知らない、兄弟にあたる者がいたのかもしれませんが……。それにしても七子さんや八郎さんは、顔も知りませんので兄弟なんて実感

が全くありません。その人たちにも財産を受け取る権利があるのですか。

甲弁護士：法律上はこれらの方にも法定相続分が認められています。七子さんはすでに亡くなっていますので、そのお子さんのLさん、Mさんが相続人になります。本件の相続人は、三郎さんも加えると実に15名になります。各相続人が法定相続分に従って取得する預金の額をまとめると、次のとおりです。

相続人	法定相続分	3000万円×法定相続分の金額
三郎、八郎	各6分の1	各500万円
A、B、L、M	各12分の1	各250万円
H、I、J、K	各24分の1	各125万円
C、D、E、F、G	各30分の1	各100万円

三郎：そんなにたくさん相続人がいるのですか……。

甲弁護士：そうです。これら相続人全員が合意できる内容の遺産分割協議書を作成しなければなりません。

三郎：Lさん、Mさんは、おそらく二郎の顔すら知らないでしょうに……。赤の他人も同然だったのに、250万円もの大金をいきなり手にするなんて、先生、おかしいと思いませんか。

甲弁護士：おっしゃるとおり、確かに、二郎さんと生前非常に親しくしておられ、身のまわりのお世話までしてきた三郎さんが遺産を多くもらうことは、法律上はともかく、実態としてみれば1つの妥当な結論ですよ。また、三郎さんは、二郎さんの商売に対してもお金を出しているようですから、これは遺産分割の場面では、「寄与分」として認められる余地も出てきそうです。

三 郎：寄与分？ なんですかそれは。

甲弁護士：亡くなった方の財産の維持または増加について特別に寄与した方について、その分多く遺産を取得することを認めるというものですよ。

三 郎：そんなことを言い出したら、他の相続人が何か文句を言い出すかもしれません。

甲弁護士：おっしゃるとおりかもしれませんね。ですので、ひとまず交渉のはじめの段階では、正面から寄与分があるということまでは主張しないということにしましょう。その代わり、三郎さんが二郎さんの財産の維持または増加について寄与的な貢献をしたという事情をご説明したうえで、三郎さんの取り分を多くしてもらえないかという交渉を、他の相続人に対してしていくことにしましょうか。

三 郎：そうしてください。他の相続人には、金一封として3万円も渡せば十分だと思います。

甲弁護士：三郎さん、お気持はわからなくもないですが、本件は、各相続人が、黙っていても100万円から500万円の預金を当然に承継できるというところが出発点になっているのです。それがいきなり1人3万円になるというのでは、さすがに不満が噴出するのではないかと思いますよ。このあたりは、何か決まりがあるわけでもないので、加減が難しいところですが……。

三 郎：じゃあ、とりあえずまずは他の相続人には50万円を渡すという提案をお願いします。それで納得しない者がいたら、増額も考えます。

甲弁護士：50万円×相続人14名＝700万円が他の相続人に受け取ってもらう分で、三郎さんが残り2300万円を受け取るという案ですね。わかりました。ひとまずはそれで交渉を開始してみましようか。それでは、三郎さんが、二郎さんの生活や事業に対

してどのような貢献をされてきたのか、もう少し具体的に教えてください。

Ⅵ

具体的な遺産分割協議の進め方の検討

2回目の相談で依頼者との間で処理方針を固め、ある程度の事情を聞き取ったところで、甲弁護士は、事務所の先輩弁護士である乙弁護士と〈Case ②〉について議論をしていた。

乙弁護士：うわ～、相続人の数が多いねえ。三郎さんを入れて相続人は15名か。これだけ人数が多いと、遺産分割協議も大変だね。

甲弁護士：そうなんです。15人が一度に集まる日程や会場を調整できるかな……。

乙弁護士：う～ん。まあ15人くらいなら何とかなるかもしれないけれど、必ずしも一堂に会する必要まではないんじゃない。そもそも、遺産分割協議は全員一致でないと決まらないのだから、今回のように人数が多いと、一堂に会してもその場で結論が出るとは限らないし、まして依頼者に有利な結論になるとは思えないけれど。

甲弁護士：そうすると、私を中心となって各相続人と連絡をとって協議をまとめていき、最終的に遺産分割協議書に全員からサインをもらうということになりますかね。ただ、戸籍をみる限り、各相続人の所在は、北海道・青森・新潟・茨城・岐阜・京都・山口・福岡・宮崎と、みごとに散り散りなようです。これでは、たとえ協議が成立したとしても、遺産分割協議書を15通つくって、それをお互いに郵送し合ってサインしてもらう、といったことをやるのは大変ですよ。

乙弁護士：遺産分割協議書を15通つくるとなると、15人全員が15通全部にミスなく署名押印してくれるかも心配だし、手間がものすごくかかる話だよね。

甲弁護士：……ですよ。じゃあ、私が15通を持って日本全国を駆け回るしかないのかな。乙先生、僕の留守中の仕事、お願いしてもいいですか。本当にすみません。

乙弁護士：ちょっとちょっと、あなたが全国をまわったりしたら交通費や日当なんか馬鹿にならないよ。依頼者の費用負担も考えなきゃ。

甲弁護士：そうか……どうしたらいいでしょうか。

乙弁護士：何か良いやり方がないか、文献とかでもう少し調べてみたら。相続人の人数が多くなるケースなら、ほかにもあるだろうから。

早速甲弁護士は、相続人の人数が多い場合に、遺産分割協議をうまく進める方法がないか検討してみることにした。

甲弁護士：乙先生、文献を調査してみたところ、「遺産分割協議証明書」というものを用いる例があるようです。

乙弁護士：へえ、それはどういう書類なの。

甲弁護士：遺産分割協議証明書というのは、遺産分割協議書のように、各書面に相続人全員が署名押印を行うのではなく、成立した遺産分割の内容を記載した書面を、相続人全員が同じ内容で作成するというものようです（なお、〈Case ②〉で作成された遺産分割協議証明書は、【書式 2-2-2】参照）。

乙弁護士：つまり、各相続人は、自分の発行する証明書1枚に、自分の署名押印のみを行えばいいってことなのかな。

甲弁護士：そうです。これを相続人全員から集めれば、遺産分割協議が

成立したことの証拠になるのではないのでしょうか。

乙弁護士：なるほどね。あとは、金融機関からきちんと預金を下ろせるかどうかだね。当事者間でどのような遺産分割協議が成立したかを金融機関側にきちんと示すことができれば、必ずしも全員が1通に署名押印している遺産分割協議書という形式にこだわらなくてもいいように思うけれど……。

甲弁護士：確かにそうですね。金融機関に聞いてみます。

VII

金融機関との調整

甲弁護士は、遺産分割協議書ではなく、遺産分割協議証明書を用いた進め方が可能かどうか、金融機関に聞いてみることにした。1社目は、赤菱銀行新宿支店である。

甲弁護士：口座を開設している松田二郎さんという方の相続の件でお尋ねしたいことがあるのですが……。

担当者：どういったご用件でしょう。

甲弁護士：実は、相続人の人数が多いので、一般的に用いられている遺産分割協議書ではなく、遺産分割協議証明書というものを用いようと思っているのです。

担当者：それはどういったものでしょうか。

甲弁護士は、赤菱銀行の担当者に、遺産分割協議証明書としてどういったものを作成しようとしているのか、どうして〈Case ②〉において遺産分割協議証明書を用いる必要があるのか等を詳しく説明した。すると、担当者は、作成を予定している書面のサンプルを送ってほしいと言うので、甲弁護士は遺産分割協議証明書のサンプルを作成し、赤菱銀行の担当者に送付した。

数日後、赤菱銀行の担当者からは、甲弁護士が作成しようとしている遺産分割協議証明書であっても預金を引き出すのに支障はないとの確認をとることができた。

なお、2行目以降の金融機関に話をする際には、「赤菱銀行さんはこれで大丈夫と伝えてくれています」と伝えたところ、いくぶんスムーズに話が進んだようにも思われた。

こうして、無事3社とも、遺産分割協議証明書による進め方で問題はないことが確認できたのだった。

VIII 交渉の着手

乙弁護士：甲君、金融機関は遺産分割協議証明書の進め方で問題ないと言ったそうだね。

甲弁護士：はい。確認に時間がかかったところもありましたが、意外とスムーズに認めてくれました。

乙弁護士：ところで、各相続人との交渉だけれど、具体的にはどのように進めていくつもりかな。調停かな。

甲弁護士：はい、やり方はいろいろあると思いますけれども、まず、三郎さんの希望としては、裁判所の調停手続等は希望しないそうです。確かに、今回の件で、三郎さんの希望を調停委員に伝えても、預金債権は原則として当然分割になりますので、調停委員がこちらに有利にリードしてくれるとは限りません。手間はかかるかもしれませんが、まずは調停外で粘り強く話し合いを試みてみようかと思っています。

乙弁護士：なるほどね。それで、調停外でやるとして、具体的に交渉はどのように始めるのかな。

甲弁護士：はい、まずは各相続人に受任通知を兼ねて連絡・提案文書を

送ってみたいと思います。あわせて、回答書を同封して返信してもらおうようにしたいと思っています。

乙弁護士：へえ、回答書をつけるんだ。

甲弁護士：ええ、今回は相続人の人数も多いので、書面をベースにしてやりとりをしたほうが、交渉過程が整理しやすいのではないかと思いますし、回答する側にしても手間が省ける面があると思います。仮に何か別の提案をしたい人がいれば、おそらく回答書の書式にこだわらず意見表明をしてくると思います。

乙弁護士：なるほど。でも、今回の提案内容だと、三郎さんにかなり有利な内容だから、いきなり手紙でこんな提案をされたら、気分を害する人も出てくるかもしれないよ。

甲弁護士：その点は心配しています。ですので、今回は、手間にはなりますが、手紙が届いた頃に、一度各相続人に電話をかけて、口頭でも詳しく事情を説明する機会をもちたいと思っています。ただ、先に手紙を送ってこちらの考えを説明しておくことで、いきなり知らない弁護士から電話がかかってくるよりは、話がしやすいのではないかという考えです。

上記甲弁護士の進め方も1つの方法ではあるが、交渉の進め方については、ほかにもさまざまな方法が考えられるところである。1つの方法にこだわることなく、事案に応じて、そのつど適切と思われる方法を柔軟に選択していくことが必要である。

なお、甲弁護士が、各相続人に送付した文書は【書式2-2-1】のとおりである。

【書式 2-2-1】 各相続人への連絡文書（〈Case ②〉）

松田二郎様の相続についてのご連絡

平成〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇様

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都△△区□□□

××ビル5階

〇〇法律事務所

TEL 03 (××××) ××××

FAX 03 (××××) ××××

松田三郎 代理人

弁護士 甲

前略

突然お手紙を差し上げる失礼をどうぞお許してください。当職は、通知人松田三郎より委任を受けた弁護士です。通知人に代わって本件に関する手続の委任を受けましたので、どうぞよろしく願い致します。

さて、お聞きおよびのことと存じますが、通知人の兄二郎が、本年×月×日に他界し、後記のとおり、二郎の財産が発見されております。そこで、貴殿及び通知人を含む法定相続人間（二郎の相続関係図を同封します。）において、その分割等について協議をさせていただきたいと存じますが、本件に関しまして、以下のとおりの事情がございますので、ご配慮いただきたく、ご連絡差し上げた次第です。

生前二郎は、〇〇県〇〇市にて一人暮らしをしておりました。

通知人は、独居である二郎の身を案じ、10年程前から、少なくとも毎週1回程度は二郎の自宅を訪れ、家事の手伝いや食事の手配、ヘルパーとの契約交渉など、通知人の生活全般にわたり支援を続けて参りました。また、二郎がかつて経営していた△△商店の事業にも、〇百万円の経済的な支援をするなどして

きました。

これらの通知人の働きぶりを評価してか、二郎が生前作成した文書においても、財産を含む死後の一切について実弟である通知人に一任する旨が記載されており、二郎の意思としても、通知人による二郎の財産の承継を望んでいたことがうかがわれます。

以上に述べたとおりの事情がございますゆえ、二郎の遺産につきましては、別紙のとおり分割することをご提案させていただく次第です。どうぞ上記諸事情及び故人の遺志を汲んでいただき、寛大なご対応をお願い申し上げます。

上記に関し、貴殿のご意向を、速やかに当職宛ご連絡いただきたく、お手数ですが別添の回答書にてご回答いただきますようお願い致します。なお、本件は法定相続人も多数であり、なるべく速やかに協議を成立させ権利関係を安定させることが望ましいと考えられますので、勝手なお願いではございますが、平成〇年〇月〇日までにご回答をいただければ幸いです。

本件につきましては、全て当職が通知人より委任を受けておりますので、ご連絡は当職宛（連絡先は冒頭に記載のとおりです。）にしていただき、通知人本人への直接の連絡はご遠慮いただきますようお願い申し上げます次第です。

何卒よろしくお願い致します。

草々

記

- 1 赤菱銀行新宿支店 普通預金
口座番号 〇〇〇〇
口座名義 松田二郎
残 高 1500万円
- 2 あおい銀行渋谷支店 普通預金
口座番号 〇〇〇〇
口座名義 松田二郎
残 高 500万円
- 3 緑友銀行池袋支店 普通預金
口座番号 〇〇〇〇

● 執筆者一覧 ●

野村 創 (のむら はじめ)

野村総合法律事務所

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル407

TEL 03-3539-3151

宮村 啓太 (みやむら けいた)

あさひ法律事務所

〒100-8385 東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 丸の内マイプラザ13階

TEL 03-5219-0002

井上 廉 (いのうえ れん)

東京八丁堀法律事務所

〒106-0041 東京都港区麻布台1丁目11番9号 CR 神谷町ビル6階

TEL 03-6441-3320

松浦 裕介 (まつうら ゆうすけ)

日比谷南法律事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル17階

TEL 03-5251-5400

大澤美穂子 (おおさわ みほこ)

クラス銀座法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5丁目14番8号 銀座ワカホビル4階

TEL 03-3524-1005

片野田志朗 (かたのだ しろろう)

東京中央総合法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目2番1号 銀座教会堂ビル7階

TEL 03-5159-7600

村手亜未子 (むらて あみこ)

東京中央総合法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目2番1号 銀座教会堂ビル7階

TEL 03-5159-7600

谷口 真理 (たにぐち まり)

桜花法律事務所

〒102-0073 東京都千代田区九段北1丁目2番6号 パトリア九段下1204

TEL 03-5212-1098 E-mail: info@oukalaw.jp URL: <http://www.oukalaw.jp>

野田 学 (のだ まなぶ)

東京八丁堀法律事務所

〒106-0041 東京都港区麻布台1丁目11番9号 CR 神谷町ビル6階

TEL 03-6441-3320

畑井 研吾 (はたい けんご)

あさひ法律事務所

〒100-8385 東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 丸の内マイプラザ13階

TEL 03-5219-0002

石井 達也 (いしい たつや)

東京八丁堀法律事務所

〒106-0041 東京都港区麻布台1丁目11番9号 CR 神谷町ビル6階

TEL 03-6441-3320

事例に学ぶ相続事件入門

——事件対応の思考と実務

平成28年2月12日 第2刷発行

定価 本体3,000円＋税

編者 相続事件研究会
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16
〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258
〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278
<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。ISBN978-4-89628-999-2 C3032 ¥3000E
カバーデザイン 関野美香